

「災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底」 について管内建設業関係団体に文書要請

令和3年8月11日からの大雨により、当署管内においても各地で甚大な災害が発生しており、被災地では災害復旧工事が急がれるところではあります。しかし、これら災害復旧工事は、通常の工事に比べて労働災害の発生リスクが高くなる傾向にあることから、より一層の安全対策が求められます。

そこで、当署では、管内の建設業関係団体に対して、今後の災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について要請を行いました。

【要請先】・山県郡建設業協会

・（公社）広島県労働基準協会広島北支部（建設部会）



- (4) 適切なための前に石
- 4 車両系
- (1) 車両
- 155条
- (2) 不安
- 衛則第
- 員の保
- (3) 災害
- 幅輻し
- は、安
- その者
- 機械と
- (4) 車両
- る者に
- 5 熱中症
- 例年、
- 全国で新
- 時に熱中
- 6 その他

- (3) 掘削
- の周辺
- 異常を
- 視する
- (4) 土砂
- 造の土
- また、
- (5) 平成
- 止対策
- また、
- 議にお
- 討する
- (6) 復旧
- る場合
- がある
- (7) 車両
- こと。
- 2 土石流
- (1) 土石
- 業場所
- 査する
- めて同
- (2) 土石
- 退避させ
- 戒降雨
- 況を監視
- (3) 安衛
- の点検
- (4) 車両

広島北基署発 0907 第 2 号
令和 3 年 9 月 7 日

山県郡建設業協会長 殿

広島北労働基準監督署長

災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素より、建設業における労働災害防止につきまして、格段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年8月11日からの大雨により、当署管内（広島市安佐南区、安佐北区、安芸太田町、北広島町）においても各地で甚大な被害が発生しています。

こうした中、被災地においては災害復旧工事が急がれるところではあります。しかし、これら災害復旧工事は通常の工事に比べ、土砂崩壊による労働災害、土石流等による労働災害及び車両系建設機械による労働災害の発生リスクが高くなる傾向にあり、より一層の安全対策が求められます。

つきましては、今後の災害復旧工事等における労働災害防止対策につきましても、下記の事項を踏まえた十分な安全対策を講じるよう、貴会員各位に対して周知していただきたく要請します。

また、周知に際しましては、当署で作成しました別添リーフレット「労災防止のポイント建設業向け」をご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策



災害復旧工事等における労働災害防止について

広島北労基署管内における災害復旧工事等の現状



当署管内では、平成26年8月豪雨災害、平成30年7月豪雨災害に見舞われ、今もなお、いたるところで災害復旧工事が進められています。

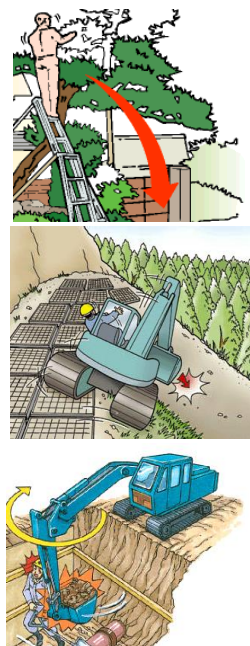
また、令和3年8月の大雨により、さらに各地で甚大な被害が生じているところであり、今後も、継続的な災害復旧工事が進められていくこととなります。

一方で、これら災害復旧工事においては、現場の危険な状況や早期施工など、通常の建設工事に比べて、作業の安全を確保することが難しい面もあり、事実、過去においては、県内で重篤な労働災害が多数発生しています。

過去に広島県内で発生した災害復旧関連工事での死亡災害事例

イメージイラスト

No.	事故の型	起因物	災害発生状況
1	墜落、転落	立木等	急傾斜地における災害復旧工事において、伐木のため、梯子で高さ約7mまで登り、チェーンソーで木の枝を切っていたところ、身体保持器具を固定していたロープが木の枝から外れ、約1.4m下まで斜面を転げ落ちた。
2	墜落、転落	掘削用機械	民家裏の法面において、ドラグ・ショベルを使用し、土砂の掘削・搬出作業を行っていたところ、法面の小段（高さ約3メートル）からドラグ・ショベルと共に転落し、運転していた被災者が投げ出されドラグ・ショベルの下敷きになった。
3	激突され	掘削用機械	道路の復旧工事で、ドラグ・ショベルのバケットのフックにワイヤーを掛け、コンクリートブロック（重量約1.5t）を吊って据付ける作業中、運転手が作業状況を確認するため立ち上がった後、着座した際に着衣が旋回レバーに引き掛かったため、アームが振れ、吊荷であったブロックが、近くで配筋作業を行っていた労働者に激突した。



土砂崩壊災害防止対策

- 1 地山の掘削時、安衛則355条に基づき、作業箇所や地山状況の事前調査を確実にすること。
- 2 1の調査結果を踏まえ、調査に基づき作業計画を策定し、当該計画に基づき作業を行うこと。
- 3 安衛則358条の点検者を指名し、頻繁に点検を行うこと。地山の監視者を配置すること。
- 4 土砂崩壊のおそれがあるときは、安衛則361条に基づき土止め支保工を設けること。
- 5 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（H27.6.29）」の順守を図ること。
- 6 掘削を伴わない場合でも、1～5に準じた調査、点検、土砂崩壊防止措置を講じること。

土石流災害防止対策

- 1 安衛則575条の9に基づき、上流の河川の状況を十分調査すること。
- 2 土石流早期発見のため、必要に応じて警戒雨量基準や作業中止降雨基準の見直すこと。
- 3 安衛則575条の14～15に基づき、警報・避難設備の点検ほか、その方法を周知すること。

がれき処理作業時の安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- 1 短期作業となるものの、当日の作業内容、安全上のルールについて綿密な打合せを行うこと。
- 2 保護帽、安全靴（踏抜き防止）、手袋（切創防止）など、作業に適したものを選定すること。
- 3 がれき等への石綿含有確認を行い、その結果に基づき適正な呼吸用保護具を使用すること。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- 1 安衛則155条に基づき、確実に作業計画を作成し、当該計画に基づく作業の徹底を図ること。
 - 2 安衛則157条に基づき、路肩の崩壊防止や幅員の保持等、重機の転倒防止措置を図ること。
 - 3 安衛則158条に基づき、危険範囲への立入禁止、誘導者の配置等、重機と作業員との接触防止措置を図ること。
 - 4 車両系建設機械の運転については、必ず必要な運転資格を有する者に行わせること。
- ※当該項目は、車両系建設機械を使用する全ての作業において準用する。

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

- 1 STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開し、WBGT値の把握と管理を行うこと。
- 2 厚生労働省が示す「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」に基づき、マスクの正しい選び方と使い方の徹底を図ること。

ロープ高所作業における労働災害防止対策（令和3年9月16日 広労発基0916第2号）

ロープ高所作業を行うときは、ライフラインの設置、作業指揮者、作業計画の作成、要求性能墜落制止用器具の使用、特別教育の実施等の対策を行うこと。

※平成28年に安全衛生規則が改正されています。詳しくはこちらから➡

「災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について」の全文はこちらから↓

検索

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000957816.pdf>

